## 平成 27 年度第 1 回 鳥取県手話施策推進協議会

日時:平成27年11月26日(木)午前10時~正午場所:県庁 特別会議室(議会棟3階)

- (岡村) 皆さんおはようございます。今日はお忙しい中、お越しいただきまして、天候もすごく悪くて寒くなりましたけども、そんな中、お越しいただきましてどうもありがとうございます。時間になりますし、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から今年度、平成27年度の第1回鳥取県手話施策推進協議会を始めさせていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます、障がい福祉課の岡村と申します。よろしくお願いいたします。では、開会にあたりまして、県の障がい福祉課長の小林から一言ご挨拶を申し上げます。
- (小林) 失礼いたします。皆さんおはようございます。鳥取県では、平成25年度に鳥取県手話言語条例を制定いたしまして、鳥取県手話施策推進計画を今年の3月に策定いたしました。この計画は、平成27年度から35年度までの9年間、計画を見通しております。この計画の主な柱立てといたしましては、手話の普及、ろう者への理解促進、それから手話を使いやすい環境整備といったものでございます。この柱立てに沿いまして、鳥取県では、様々な施策を展開しているところでございます。本日は、その施策の進捗状況でございますとか、来年度の施策につきまして、ご報告させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。
- (**岡村**) 連絡事項をさせていただきます。今日の会議から新たにお越しいただいています方がいらっしゃいます。警察本部教養課の足羽課長様が3月9日に異動で替わられまして、その後、後任として由澤課長様がいらっしゃいまして、この度からご参加いただいております。よろしくお願いいたします。
- (由澤) 由澤と申します。よろしくお願いします。
- (**岡村**) それから資料に名簿を付けさせていただいておりますけども、本日、小松委員さんが ご欠席です。それからオブザーバーの方でも4人の方々がご欠席となっております。そ れから今日は、日本財団の石井オブザーバーの代理ということで、筒井様に遠方からお 越しいただいております。ありがとうございます。
- (筒井) よろしくお願いいたします。
- (岡村) 今日は、半数以上の委員さんがいらっしゃいますので、会議を予定どおり開催させていただきたいと思います。それから注意事項ですけれども、ご発言いただく際には、最初に名前を言っていただきまして、それからゆっくりとご発言くださいますようよろしくお願いいたします。それから今日の会議、時間を12時までとさせていただいておりますので、会議のスムーズな進行にご協力をいただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。では、ここからの進行は、協議会長の石橋さんにお任せしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (石橋) 皆さんおはようございます。非常に寒い天気となりました。私、このように厚着をしてきています。今日、進行と言いますか司会と言いますか、少しずつ暖かくなってこの上着が脱げるような、そのような形で皆さんとお話が進んでいければと思っています。 鳥取県手話言語条例が制定してから2年が経ちました。あっという間の2年間と感じています。人間に例えますと、2歳になりました。皆様のお陰をもちまして、また、行政

の皆様、県民の皆様、ろう者、通訳者の皆さん、事業所、それぞれが役割を果たしてい ただいて、皆さんと一緒にこの言語条例を育てていく途中にあります。それで今、この 2歳ということになります。全国各地を見てみますと、この言語条例が成立した箇所が 22 箇所あります。このようにどんどん全国に広がってきています。また、検討中ですと か、4月1日に向けて今構想を膨らませておられるところを含めると、それが 20 箇所あ ります。他にも私たちが知らないところでも言語条例を検討している、またそのような 意識が高まっているという箇所が他にもあります。この点、鳥取県聴覚障害者協会、ま た西部聴覚障がい者センターなど、いろいろと視察の方が来られています。つい先日は 北海道の札幌市。本当に遠い所からこちらの方に視察に来られました。これから作りた いというような自治体も増えてくるかと思います。このように徐々に増えてくる中で、 鳥取県の役割を明確に提示しないといけないと感じています。この鳥取県レベルで言い ますと、鳥取県、それから神奈川県、群馬県の3県が県レベルであります。今後は、長 野県が、また三重県、沖縄県も徐々に県レベルで増えつつあります。まずこの県レベル は、鳥取県がリーダー的な役割を担って、ネットワークを作っていきたい。もっともっ とこの集まりを盛り上げていきたいと思っています。北海道の石狩市の方でも市町村が 中心になって、ネットワークを作る。石狩市が中心となって、全国的に盛り上げていた だければ、早く国としての手話言語法の成立が早期に制定されるんじゃないか。皆さん でこの動きをもっともっと盛り上げていって、負けるのではなく進めていかなければい けないと思っています。ちょっと心配している懸念があるんですけども、皆さんご存知 かと思うんですけども、11月16日付けの福祉新聞に掲載されていました。今、厚生労 働省の方では、障害者福祉総合支援法の中の見直しをされています。その中で障がい者 負担が増えるんじゃないかという方針を提示しています。この影響を受けて、手話の絡 み、ろう者の方々のところまで、どこまで影響してくるのか、すごく心配な気持ちを持 っています。ですので、こちらの手話施策推進協議会の中でも、ろう者1人1人の個々 に負担が起きないかどうか、1つ1つ確認をしながら、検討をしながら煮詰めていきた いと思っています。本当に1人のろう者に負担が掛からないように。そういう姿を目指 していきたいと思っています。今日は、これまでの経過報告をさせていただいて、また 来年度の予算の案について、説明をしていただけると思っています。皆さん忌憚のない ご意見を出し合っていただければ嬉しいと思っています。今日はどうぞよろしくお願い します。早速ですけども、議事に入りたいと思います。まずは、鳥取県手話施策推進計 画に基づいて、施策の取り組み状況について、ご説明をお願いします。

(岡村) 資料の1ページをご覧ください。資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思います。鳥取県手話施策推進計画、今年の3月、平成27年3月に制定をいたしました。この計画で継続的に手話施策を推進するために、色々な取組の基本方針を定めているところですけども、その中に掲げております施策につきまして、主に今年度の取組状況のご説明をさせていただきたいと思います。事前に皆さんの方に資料をお送りするのが大変遅くなってしまいまして申し訳ありませんでした。事前に資料をご確認いただくことができなかった方もおられると思うんですけれども、なるべく意見交換の時間を多く取らせていただきたいと思っていますので、ご説明は簡単にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。まず、(1)の手話の普及、ろう者に対する理解の促進というところで、地域・職場等における手話の普及の中で、県民向けミニ手話講座の開催、これは鳥取県聴覚障害者協会さんの方に委託してやっていただいております。26

年度から、夏休みに親子で参加できる講座も始めまして、手話講座を受けやすい環境を 作っていただきながら開催をしております。26年度は36回開催しまして、484人が受 講されました。今年度、10月末現在で、18回の開催で、227人が受講されているとい う状況です。それからその次の手話学習会開催事業等補助金ですが、企業や会社、事業 所が手話学習を行う際に、その開催にかかる経費を助成するというものですけども、今 年度から事業者に加えまして、10人以上の手話学習グループも補助対象に追加いたしま した。学校のPTAですとか地域住民を対象とした手話学習会も開催されまして、今年 度 11 月時点で 36 回の開催があり、783 人が受講されているという状況で、拡大をして いるという、人数が増えていっているという状況でございます。それから手話サークル 等助成事業費補助金。今年度も手話サークル連絡協議会さんの方に補助金を交付いたし まして、活動をしていただいております。それから手話パフォーマンス甲子園。去年第 1回を開催いたしまして、今年第2回の大会を9月の22日に米子市で開催いたしました。 高校生に全国から集まっていただいて、手話によるパフォーマンスを繰り広げていただ くという大会です。日本財団さんにもご支援をいただきまして、鳥取県聴覚障害者協会 と鳥取県と共催で開催をしているものでございます。鳥取県内からは3校、鳥取聾学校 と城北高校と境港総合技術高校が今年参加してくださいまして、鳥取聾学校さんは、日 本財団賞を受賞されまして、12月に東京で開催されます情報アクセシビリティ・フォー ラムというところでパフォーマンスを披露される予定になっています。これにつきまし ても日本財団さんの方にご支援を頂いております。ありがとうございます。それから、 その次の手話啓発イベントへの助成ということで、鳥取県聴覚障害者協会さんが11月3 日、今月の3日にハワイアロハホールで「手話フォーラム in ゆりはま」を開催されまし た。このフォーラムに助成をしております。それから教育における手話の普及というこ とで、手話普及支援員の派遣制度。各学校に手話普及員を派遣して、学校での手話学習 をサポートするという取組もしております。それから手話ハンドブック。入門編と活用 編を作りまして、各学校に配っておりますけども、今年度も小学校の1年生にハンドブ ックを配っております。それから聾学校との交流学習も図られております。この交流を 始めまして、町で交流校の生徒に会った聾学校の生徒さんが、手話で挨拶をしてくれて 嬉しかったというような聾学校の生徒さんの声もお聞きしております。それからウの「行 政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信」というところで、行政職員向けの 手話講座の開催。鳥取県職員人材開発センターが、毎年手話講座を県職員と市町村職員 向けに行っております。今年度も入門編と基礎編を12回と10回ということで、東中西 部で開催をしております。それから次のページ、2ページですけども、手話通訳者の養 成研修・派遣事業。鳥取県聴覚障害者協会さんの方でやっていただいております取組で すけども、手話通訳者の派遣件数が 25 年度から 26 年度にかなり増えて、26 年度 1,112 件ということになってますけども、27年度も、この9月までで455件ということで非常 に伸びている状況がございます。それから平成26年度から始めました手話通訳者トレー ナーの配置ということで、手話通訳をしている現場にトレーナーも一緒に行っていただ いて、助言や援助を行って手話の技術の向上を行うという取組で、今年度9月末で48 件の活動が行われております。それから、ウの「鳥取聾学校・難聴学級における「手話 による教育」の推進」というところで、鳥取聾学校地域支援部の先生が、保育園や小学 校等からの要請に応じて研修会の開催に支援をなさっています。それから教職員向けの 研修会も開催されています。それからエの「新しい手話コミュニケーション環境の創出」

というところで、遠隔手話通訳サービス、代理電話サービスを行っております。平成 25 年度から遠隔手話通訳サービスを行っておりますが、今年度から電話リレーサービスと いう、代理電話のサービスですけども、これを始めましたら、電話リレーサービスの利 用が非常に多くありまして、遠隔手話通訳サービスは、25年の12月から今まで128件 利用がありますが、電話リレーサービスの方は、今年だけで143件という利用がありま して、かなりたくさんご利用いただいているところです。難聴者の方や中途失聴者の方 からも利用の申し込みをいただいているところです。それからその下の「ろう者向け I CT学習会」、先日11月の15日と23日に東中西部で、ろうの方にお集まりいただいて、 講習会、遠隔手話通訳サービスと電話リレーサービスのご紹介をさせていただきました。 だいたい、各会場 10 数名のろう者の方がいらっしゃいまして、真剣に話を聞いてくださ いました。利用拡大に繋がることを期待しているところです。それから一番下の、「とっ とりの手話を創り、守り、伝える事業補助金」ですけれども、鳥取独自の地域手話を創 ったりですとか、昔の地域手話の保存、伝承に取り組まれる聴覚障害者協会の事業に補 助をしております。先日の 11 月 3 日に開催されました、手話フォーラム in ゆりはまに おいて、この取組の成果発表が行われまして、松葉ガニですとか、トリピーですとか、 新たな手話表現が紹介されたところです。それから3ページですが、計画の中で数値目 標を定めております。3年毎に点検をするということになっていますけども、現在の状 況を示させていただきました。26年度と27年度の状況は、ご覧のとおりとなっており ます。4ページ以降、4ページ、5ページ、6ページは、いろいろな手話に関する取組 の基本的なデータを掲載させていただいております。その中で、4ページの4番の(1) 「手話通訳者登録試験受験者・合格者数」という項目がありますけれども、24 年度から 受験者数が上がっておりますが、27年度 32人ということで、これは過去最高の受験者 数となっております。 試験日は 12月5日でこれからなんですけども、 たくさんの方が受 験をされる予定となっております。それから5ページの(4)の「手話奉仕員養成研修 修了者数」も、これも年々増えていっている状況です。それから先程も説明させていた だきました、手話学習会補助金も増えておりまして、27年度も半年、11月までの実績 で、今780人が学習会で受講をしているという状況で、段々増えていっている状況がご ざいます。それから7ページ、8ページは、先程ご紹介しました、手話パフォーマンス 甲子園の開催結果を掲載させていただいております。それから9ページですけども、県 外の自治体ですとか、いろんな団体さんから要請をいただいたりしながら、訪問をしま して、各県で講演ですとか、パネルディスカッションですとか、手話条例に関する紹介 をさせていただいております。それから12月には、先程もちょっとお話ししました、情 報アクセシビリティ・フォーラムというフォーラムが秋葉原でございまして、こちらに は、鳥取県の条例を紹介するブースを出展しまして、広くPRをしたいと思っておりま す。それから一番下に書いておりますけれども、他県の自治体さんですとか、議会の議 員さんからもたくさん手話条例にかかる行政視察の依頼がございまして、大阪府からで すとか、沖縄県議会からも話を聞きたいというご依頼がありまして、ご説明をしており ます。1月には三重県議会の議員さんがまた話を聞きたいということで、来られる予定 になっております。足立課長、何か補足はありますか。

(足立) いえ、ないです。

(岡村) 取組状況は以上です。

(石橋) ありがとうございました。今のご説明につきまして、質問、今の説明に関する範囲で

ご質問があれば、お願いできますでしょうか。ご質問がございましたらおっしゃってください。

- (戸羽) 質問ですが、1ページのイ、手話の普及についてというところですけれども、教育における手話の普及についてです。手話普及員の制度ですが、手話普及員の派遣制度について、派遣の実績がここに掲載されていないので、わかる範囲でご説明いただけないでしょうか。それと、聾学校との交流学習の推進ですが、その内容はどのようなものをされているのでしょうか。それについてもご説明いただければと思います。
- (石橋) 今の質問に対しまして、ご説明をお願いいたします。
- (足立) 手話普及支援員の制度の状況でありますけども、今の派遣予定ということで、各学校からお伺いしている中では、今 111 校から派遣の要望を受けておりまして、344 回の派遣予定ということであります。ざっと数で言いますと、26 年度の倍の要望数になっているということでございます。それから交流の状況は、校長先生の方で、お願いできますか?
- (藤田) 交流の様子について、お話をさせていただきます。本校と分校がございますが、どちらも近くの地域の学校と交流させていただいているのがまず1つ。地域の学校とは、小学部、中学部を中心として、指文字であるとか、簡単な手話であるとか、そういった紹介をしながら子どもたちがゲームをしたりして交流を進めています。もう1つ交流の在り方として、居住地交流というのがございます。そのお子さんが生まれ育っている居住地で、学校に行って子どもたちが交流を進めるといったような交流もございまして、そちらも小学部、中学部を中心とした形で進めているところです。あと、高等学校に手話クラブとかがある岩美高校さんであるとか、城北高校さんであるとかという高校の生徒さんも学校行事の方に参加していただいて、高等部との交流も行っております。簡単ですが以上です。
- (戸羽) わかりました。ありがとうございます。
- (後藤) 関連してですが、4ページ以降に手話関連基本データがわかりやすく書いてあります ので、今、課長さんがお話しになった支援員も今後ずっと挙げていただくと、どういう ふうになったかということがわかるかなと思いますので、要望でございます。よろしく お願いします。
- (石橋) 次の会議では、それを掲載していただけますでしょうか。
- (**足立**) 今ご提案ありましたように、次の会議の時には、資料として、このデータ集の中に加えていくようにしたいと思います。ありがとうございます。
- (石橋) わかりました。他にご質問はありますでしょうか。
- (国広) ご説明ありがとうございました。1ページの(1)のアのところの「県民向けミニ手話講座の開催」の説明によりますと、この資料では中部西部の開催とあります。東部で開催されない理由をお聞きしたいと思います。それと、2ページです。カのところで、「とっとりの手話の文化的発展」の説明によりますと、新たな手話表現等が紹介されたということです。いわゆる保存とか、古い手話というか、ずっと昔からある手話、その保存についての説明がないのですが、それについては、どうなんでしょうかということをお聞きしたいと思います。
- (石橋) わかりました。ありがとうございます。1つ目の質問。ミニ手話講座についてですが、 状況をご説明いただけますでしょうか。では、私が代わりにご回答いたします、構いま せんか?

- (岡村) お願いします。ありがとうございます。
- (石橋) 県民向けのミニ手話講座の開催についてですが、平成 26 年度につきましては、私共の協会に要請を受けて、東部ではなく中部と西部ということで受けました。東部につきましては、千代三洋に委託をされました。東部は千代三洋。で、当協会は、中西部ということになります。内容は、それぞれ違います。うちの方は、夏休みのミニ手話親子講座というのもそれに加えております。ですから東部はやっていないように見えますけども、実際は、東中西部、3ヶ所でやっております。そして今年度、平成 27 年度に入りましてから、東部でも当協会が受けることになりまして、東中西部同じように夏休みミニ手話親子講座、また一般向けの3回連続のミニ手話講座も3圏域で開催しております。以上、ご報告いたします。よろしいでしょうか。今の説明に対して何か補足がありますでしょうか。
- (**岡村**) 先ほどご説明いただきました内容を、資料の方にまた改めて記載をさせていただきま す。ありがとうございます。
- (石橋) では、2つ目のご質問に対してです。とっとりの手話の文化的発展について、ご質問を頂きました。それにつきまして、協会として、手話の保存についてご回答ください。
- (戸羽) 今ご質問いただきました、古くから伝わる手話、伝統手話ですけれども、11月3日の手話フォーラムの中では、その伝統手話の保存ということは、特に発表は無かったということですね。で、今回の取組は、日本語はあるのにそれに対する手話が無い。例えば、先程おっしゃいましたトリピーですとか、松葉ガニですとか、スーパーはくと、そういったものには、まだ手話ができておりませんでした。そういったものを優先して手話を考えたらどうかということで、今回その取組をいたしました。先ほどおっしゃいましたように、伝統手話の保存についてもとても大切なことだと考えています。古い手話、本当に表情も豊かな素晴らしい手話がたくさんあります。ご指摘いただきましたように、手話の保存につきましても大切に考えていきたいと思います。同じ気持ちで私も当協会におります。ご意見を頂きまして、古い手話の保存についても取組を考えていきたいと思います。その時はぜひご助力いただきますようにお願いいたします。
- (石橋) ミニ手話講座と手話の保存について、回答いたしましたがいかがでしょうか。
- (国広) ありがとうございます。協力できる部分は、させていただきたいと思っております。
- (石橋) ありがとうございます。他にご質問はありますでしょうか。
- (国広) 続けての質問です。6ページ、これについては、6ページの6、手話通訳者トレーナーのことについては説明が無かったのですが、今この(2)のところで、トレーナーの主な所感というところが書いてございます。これについてはわかりましたが、では実際にトレーナーの指導を受けた通訳者、奉仕員の感想というのは、どうだったんでしょうか。つまり、これはトレーナーの意見であって、受けた側がどう感じたかということが書いてございません。トレーナーと受けた通訳者、奉仕員の意見を聞くことによって、次年度へ繋がっていくのではないかと思いますので、わかる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。
- (石橋) 私がお答えしますか?ではご回答いたします。手話通訳トレーナーについてですが、 団体派遣と個人派遣という通訳、2種類ありますが、また手話奉仕員養成の講習会です とか、その講義の時の読み取り、そういったものにトレーナーが入っております。実際 に、団体派遣の報告書も私が確認しておりますが、まずその報告書の中で気付かない部 分というものをフォローしているということです。で、通訳者自信が気付かないところ

を指摘していただいて、改めて知ることができたというふうに報告書の方にも書いてあります。ただ、心配しておりますのは、トレーナーの役割が、主催者次第ということです。主催者に対して、手話通訳派遣につきまして、また手話通訳者トレーナーの違い、それを主催者に対してなかなか理解していただけないというところがあります。それを理解していただくために説明するのに大変時間を要すということがあります。また、個人派遣の現場につきましては、非常に手話通訳の技術だけではなくて、支援技術、応用的な支援を求められる場が、個人通訳となります。個人派遣の中で、実際に出向く通訳者は、もっともっとトレーナーに来て欲しいという意見があります。けれども、トレーナーが来ると通訳を受けるろう者にちょっと違和感、受け入れられないという部分があります。団体通訳はスムーズに付けられますけども、個人派遣につきましては、トレーナーについて理解していただくというのがまだですので、それに対しての普及も必要かと思っております。それについては、私共の協会に責任があるものと思っています。他に中部センターの方で何かありますでしょうか。

- (戸羽) 今、説明がありましたように、手話通訳にトレーナーが付くというのに、石橋会長が 言われましたように、なかなか受け入れてもらえないという部分があります。通訳をし て教えてもらう、評価をしてもらう、けれども、それがなかなか難しいという部分もあ ります。手話をして通訳をして、評価をしてもらう。そこで、また発見もできるんです けども、それによってまた、次への意欲が湧くという声も聞いております。
- (石橋) 補足です。今、トレーナーと確認をいたしました。手話通訳のトレーナーが行っても、 拒否される場合が多いということです。手話通訳トレーナーというのは、聞こえる通訳 者と、聞こえないろう者、双方の立場、双方の視点でトレーナーは見る必要があります。 それがとても大切なことなんですが、団体派遣、また個人派遣、それぞれになかなかト レーナーが入りづらいというところがあります。例えば個人派遣は特に入りづらいです。 その個人派遣の場にろう者であるトレーナーが入るというのは、まだ実現できていない です。手話通訳を受けて、その内容を同じろう者であるトレーナーに知られたくないと いう気持ちが対象者の中にはあるようです。そのことも加えてご報告いたします。事務 局の方で何か補足ございますでしょうか。ありましたらお願いいたします。
- (岡村) 特に補足はありません。ありがとうございました。
- (石橋) 今の回答について、国広委員はいかがでしょうか。
- (**国広**) ご説明ありがとうございました。この6ページに、トレーナーの所感のみではなくて、 実際に受けた通訳者、奉仕員の所感も書いていただければ、大変ありがたいと思います。
- (石橋) いいでしょうか。事務局の方。
- (**岡村**) ありがとうございます。次回の資料には、通訳者さん、奉仕員さんの所感もお聞きして、掲載をしたいと思います。
- (石橋) 課題を取り上げていただきたいです。というのが、先程私が言いましたけども、手話 通訳者トレーナーがあんまり聞き慣れないものです。トレーナーとは何だろうと思われ ますので、なかなか理解がしにくい辺りがあるんじゃないかなぁと思います。その辺り をどう理解していただけるのか、そこが大きな課題かと思います。では、それ以外に質 問はいかがでしょうか。
- (今西) あいサポートメッセンジャーの今西です。6ページの5番。今年度から電話リレーが 始まったということなんですけども、そこは利用者の急増があるということなんですが、 その一方、遠隔手話通訳の利用は減少と書いてあります。電話リレーというのもよくわ

からないですし、もう少しその辺を詳しく説明していただけたらと思います。

- (石橋) では事務局の方から説明をお願いします。
- (岡村) 遠隔手話通訳サービスは、手話通訳センターの手話通訳者さんを挟んで、3者でコミュニケーションを取るというシステムです。電話リレーの場合は、手話通訳センターの通訳者さんに、先方に伝えたい内容を伝えて、センターの方から先方に連絡をしてもらって、場合によってはその結果をまた利用者の方に返していただくというシステムですけども、電話リレーの方が使いやすいようでして、テレビ電話だけでなく、ファックスやメールでも依頼ができるということもあり、使いやすいという点が、どうもあるようです。
- (今西) ありがとうございました。
- (筒井) 電話リレーサービスについてもう少しお聞かせいただきたいのですが、鳥取県でやってらっしゃる電話リレーサービスは、ファックスの場合は一旦は通訳の方に送って返事が戻ってくるのを待つと思うんですが、電話の場合も、電話をかけて、一旦切って連絡を待つという形なんですか?それともそのまま繋がったまま、いわゆるリレーをされての電話リレーなんでしょうか?
- (**岡村**) 電話リレーの場合は、直接その場で相手に繋げておられる場合が多いのではないでしょうか。テレビ電話の場合は、繋がったままコミュニケーションを取っていることが多いようです。
- (筒井) ビデオリレーだけで、文字チャットの電話リレーは、やられていないんですか?
- (前田) 鳥取県の場合は、文字チャットでの電話リレーサービスは、まだ実施ができておりません。方法としては、電話リレーの場合は、テレビ電話、それからメール、ファックス、この3つで、手話通訳センターにいる通訳者の方に、どこどこにこういう内容の電話をかけてくださいという依頼をします。それに基づいて、通訳者が、電話を第3者のところにかけるという形になっていますけども、メールとファックスで依頼をした時は、一度その依頼を受けて、電話をして、その結果をメールまたはファックス、依頼のあった方法と同じ方法で、依頼されたろう者の方にお返事をします。テレビ電話の場合は、テレビ電話で、手話で、ろう者の方と通訳者の方がコミュニケーションを図りながらリアルタイムで電話をすることができますので、テレビ電話をかけている間は、電話でのやりとりが双方でできるという形になっています。
- (筒井) わかりました。ありがとうございました。
- (石橋) 補足をさせていただきます。先程、今西さんの方から聞かれました遠隔手話通訳と電話リレーサービス、両方の違いはどうなのかということを、皆様も多分同じような疑問を感じられたかと思うんですけども、わかりやすく説明しますと、遠隔手話通訳サービスは、例えばこのようなタブレットを使って、センターにいる通訳者に繋いで、通訳者がここに映っていますので、そのまま対面している相手の方に、タブレットの通訳者が手話を読み取って音声に変えて、相手の方が発言をしたものをタブレットの通訳者が聞き取って手話表現をする。ろう者はそのタブレットを見て、手話の意味を掴むという方法なんですけども、通訳ができる範囲は、ほぼ受付のような場面が多いです。例えば病院の中の医療的な行為というのは、この遠隔手話では難しいです。電話リレーサービスについては、代理的な、という考えを持っています。遠隔手話は通訳です。そのものが通訳です。ですけども電話リレーは、代理的な通訳と考えています。その辺りが大きな違いです。電話リレーの場合はろう者の代わりにかけるという、電話をする、やり取り

をするということなんですけども、遠隔手話の場合は、タブレットをその場所に置いて やり取りをする。電話リレーの場合は、ファックス、メール、テレビ電話の3つの手段 がありますけども、タブレットを持たないろう者、また難聴者も対象になっています。 対象者の枠がどんどん広がってきています。最近は、ファックスで電話リレーを依頼さ れる。で、結果をまたファックスでその依頼主に返送するという形があります。確かに この電話リレーのニーズというのは、どんどん広がってきています。逆に遠隔手話通訳 の減ってきている理由、なんで減少しているのかという部分について、課題が2点あり まして、まず1点目が、タブレットを使うという新たなユーザーがなかなか拡大できな いという理由です。高齢ろう者は、なかなかこのタブレットの扱いに慣れていない、難 しいというのが1点目です。2点目は、タブレットを実際に使いこなせる方は、使える 時間帯は、だいたい仕事をされている方が多いです。仕事が終わってから、夜の間にこ の遠隔手話通訳を使いたいけども、使えない。私たちのセンターは業務時間が5時半ま でですので。という課題が残っています。先程、日本財団の筒井さんからありましたけ ども、全国各地でモデル的なと言いますか、やっておられますよね。たぶん課題は他に も幾つかお持ちだと思うんですけども、いかがでしょうか?同じような課題が出ている んじゃないかなと思います。もし、お話しいただける範囲で課題がありましたら報告し ていただけないでしょうか。

- (筒井) 日本財団は、2013年の秋から、電話リレーサービスのモデルプロジェクトを始めてい ます。今、鳥取県がやっている電話リレーサービスと、日本財団のモデル事業の違いは、 メールやファックスを使用して行う代理電話は行っていません。日本財団の電話リレー サービスは、聞こえない方と、かけ先である相手方が、ずっと繋がった状態で、通訳を 介して双方向の会話を文字や手話、また音声に通訳し、電話するというものです。日本 財団が一番の課題と感じているのは、通訳の数が足りないということです。かけ先であ る相手に制限はないので、日常的な会話から難しい会話まで、幅広い通訳が必要である とか、全国どこからでもかけられるので、その土地特有の手話を通訳できないとか、課 題は多く存在します。電話リレーサービスを普及していく上で、通訳の数を増やすこと と、通訳の質を上げていく必要があると感じています。11月1日に1年半ぶりに500名 の利用者の募集をしたところ、7時間で登録がいっぱいになってしまいました。それぐ らい口コミから電話リレーサービスは広がっていると思うのですが、もっと電話の便利 さ、双方向で即時に会話ができる即応性を皆さん理解していただきたいです。12月1日 からまた、1,500名の追加募集をする予定になっておりますので、もし皆さんの周りで、 双方向の電話をしたいという方がいらしたら、周知していただければなぁと思っており ます。今のところ2017年の3月までは、モデルプロジェクトを継続したいと考えてお り、最終的には1万人の利用者の方を対象に進め、最終的に国か電話会社に公的サービ スとして提供していただくよう引き渡したいということを、最終目標でやっています。 長々とすいませんでした。ありがとうございました。
- (石橋) ありがとうございました。遠隔手話通訳サービスと電話リレーサービス。そのイメージというものを、いかがでしょうか、持っていただけたんじゃないでしょうか。では、 それ以外で質問はいかがでしょうか。
- (後藤) 4ページの2。そこに登録手話通訳者数等で、手話奉仕員の数が79と出ているんですが、5ページの(3)の一番上の試験合格者を見ると、これの数とちょっと合わないような気がするんですけども、この合格者を全部足して、25年3月の53を足すと95ぐら

いになるのかなと思うんですけども。この差っていうのは、合格しているけども登録していないということですかね。この差を教えてください。手話奉仕員が 10 月現在で 79、で、その下に小さい字で、例えば3月で 72 ですから7名増ですね。でも5ページの表を見ると、11 名合格になっているんですけども。同じようなことが、その前の年度も、58から72ですから14の増加ですけども、実際合格者は20なんですね。その差っていうのは何かなっていうことです。

(石橋) 事務局の方から説明、いかがでしょうか。

(前田) 細かい資料を今持ち合わせてないんですけども、基本的には、試験に合格までされた方は、ほとんどの方が県に登録をして、手話奉仕員なり通訳者として活動をされると認識しています。ただ、ここの数字が純粋に11名プラスになっていないのは、中には、県外に転出されたりとか、毎年奉仕員とか通訳者の方には、来年度も活動を継続されますかというような意向を聴覚障害者協会さんの方で取られていますけども、その際に、一身上の都合であったり、様々な事情で、来年度以降は活動ができないということで、辞退される方もいらっしゃいますので、そういった増減を合わせると、こういう数字に今、現状としてなっているということでご理解いただけたらと思います。

(後藤) わかりました。

(石橋) ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(国広) 手話の講習会、検定の基本データを出していただいて、それを拝見させていただいております。今この会議にご出席のオブザーバーの方で、労働局、病院局、警察、それぞれの部局の所で、例えば手話の講習会に行っているとか、行政職員の手話を学ぶ場であるとか、そういうところの啓発といいましょうか、実際にどのような状況か少し教えていただければと思います。というのは、直接に窓口で関わっていらっしゃるところもあると思います。その辺の状況が今手話をどのように捉えていらっしゃるのか、少しお聞かせいただければありがたいと思います。

(石橋) では、今の質問に対して、それぞれからご回答いただけないでしょうか。まずは、行 政職員、岩美町さんではいかがでしょうか。

(鈴木) 岩美町では、手話ということではないですけれども、昨年全職員を対象にあいサポーター養成講座ということで、研修会を開催したところですし、それから県の方で開催していただいている職員向けの手話の講習会に福祉課の職員が1名、確か何回かのシリーズだったと思うんですけども、それの修了をさせていただいたりというところで、手話の講習への参加の呼びかけはするんですけども、広がっていないというのが現状なのかなと思っております。

(石橋) ありがとうございます。次、鳥取労働局職業安定課長様、いかがでしょうか。

(野田) 今のお尋ねの件でございますが、私共の方では、実際に職員の中で手話通訳のできる力がある職員も、少数ではございますがおりまして、そういった職員が必要に応じて対応できる場合もございます。ただ、なかなか少数でございますので、窓口等にお見えになった皆様に、その時にリアルタイムで対応することも難しい場合が多くございますので、各ハローワーク等には、ご承知のとおり手話協力員さんという形でお願いをしている方がございまして、その皆様との連携を取りながら、これも予約のような形にはなってしまうんですけれども、そこで相談をさせていただくというケースが多くなってございます。おっしゃるとおり、もっと職員の中でも意識を高めていく必要があるとは、承知しておりますが、なかなか、継続的に長期に渡っての学習がどうしても必要になりま

すので、そこまで踏み込めていないというのが実情ではございます。そういう中で、先程岩美町さんからもございましたが、私共鳥取労働局でも、あいサポートという形の中で、障がいのある皆様への理解をより深めるという必要性から、今年度、ハローワークのみならず労働基準監督署も含めまして、全職員があいサポートの研修を受講し、今後もっと意識を高めていきたいということで、取組を行っているところでございます。

(石橋) ありがとうございました。続きまして、鳥取県病院局さんお願いします。

- (福田) 両病院の状況をご報告させていただきます。中央病院には、職員ではありませんけど も、委託業者の方に通訳のできる職員が1名おります。厚生病院には、非常勤ではあり ますけども、非常勤の職員で通訳のできる職員がおります。この場をお借りして実績を ご報告させていただきますが、中央病院の方は、患者様の方で、通訳の方をお連れにな っている方がどうも多いと聞いておりまして、通訳の出番があまり無かったということ と、たまたまでございますが、その通訳の方が育休中で不在の期間があって申し訳なか ったなと思っているんですけど、この春に復帰するということで、またしっかりと活動 してもらおうと思っております。それから厚生病院の方の通訳さんですけども、外来と か入院、共に携っておりまして、27年度の通訳の実績としては、年間40件ぐらいやっ ていると。外来の方も13件ぐらいやっていると。ただ、実際の人数でカウントすると3 人を対象にしているということで、やはり信頼関係がないとなかなか入り込めないとい うことがあって、でもその方、3名は非常に信頼関係ができて、入院患者様、外来患者 様も、いつものその3人については、対応させていただいているという状況は、報告を 受けております。もう1つ、講習の状況でございますが、その厚生病院の通訳の方が、 病院の中に手話クラブというのを作って、僅かではありますけども地道に活動しておら れたり、病院の中で、聴覚障がい者の患者様が使いやすい病院にするための提案をした りというふうに、少しずつでございますけども、この非常勤職員さんを入れたことによ って、少し病院の方で動きが出てきたかなぁと。でもまだまだたぶん課題はあると思い ますので、取り組んで参りたいと思っている次第でございます。
- (石橋) ありがとうございました。続いて、鳥取県警教養課長さんお願いいたします。
- (由澤) 教養課の方では、毎月1回、定期招集と言いますが、教養の場を持っております。ただ、2ヶ月に1回は通常点検、警察の装備等を点検するような機会。それからもう1回は、機会教養のような場でやっておりますけども、その際に短時間の、こういった手話の講座をやったり、それから機関紙がありますが、その中に簡単な手話を入れたりしてやっております。個人的には、東京の方に警察大学校があるわけで、そこに4ヶ月程入校したりするんですけども、私がそこに入った時には手話クラブもありまして、私も手話クラブに入った経験があります。
- (石橋) ありがとうございました。皆それぞれの立場でご報告いただきましたが、いかがでしょうか。
- (国広) ありがとうございました。役割というのが、手話条例でもって定められています。努力義務かも知れませんが、これは聴覚障がい者のみならず、障がい者の方全般にも大変影響のある条例でございますので、その辺の条例事項を、部局だけとは言いませんけども、県民の私たちにも課せられたことなんですが、一緒に歩んで行ければと思います。ありがとうございました。
- (石橋) ありがとうございます。今、国広さんが言われたように、皆さんご承知のように、来 年4月1日から障害者差別解消法が施行になります。特に行政機関は義務ということに

なります。その意味で、ろうあ者として、いつでもどこでもコミュニケーション保障がなされる環境、そういった環境の整備ということで、せめて受付けには手話通訳のできる職員さんにいていただく。そうすると、ろうあ者は安心できると思います。ですので是非、これから進めていっていただきたいと思います。次の会議では、嬉しいご報告を聞けるように期待しております。もし、この場でまだ補足等ありましたら、次の議題の時におっしゃっていただけますでしょうか。続いて来年度の予算です。また、今後の方針、活動について事務局よりご報告お願いいたします。

- では、資料の10ページをご覧ください。来年度、28年度の当初予算要求時期を今迎 (岡村) えております。障がい福祉課と教育委員会の特別支援教育課で、手話に関する取組、ど のような取組を行う予定で、要求を今しているかということをここでご紹介させていた だきます。障がい福祉課の事業としましては、基本的には、今年度、27年度に行ってお ります取組を引き続き継続して行っていきたいと考えております。中には、27年度で終 わる事業もございまして、例えば、①の手話の普及の1番下の手話バッジの制作は今年 度で作るようにしておりますので、こういったものは、来年度は廃止という形で上げさ せていただいております。手話バッジは、今どんなデザインにするかを考えているとこ ろでございまして、またデザインが決まりましたらご覧いただこうかなと思っておりま す。それから参考情報ですけれども、11ページの一番上に新規の事業で、音声文字変換 システムというのを入れております。これは、今年の9月から導入しているシステムで、 今、遠隔手話通訳サービスを行っている図書館ですとか駅に設置しているタブレットを 使いまして、その中に、音声を文字に変換するシステムを導入いたしました。手話に慣 れていないろうの方と、聞こえる人とが、会話をする場合に活用いただけるシステムを 始めておりまして、この経費について来年度は要求をする予定にしております。それか ら教育委員会特別支援教育課の方では、12ページに新規事業としまして、聴覚障がい基 礎研修会の開催ですとか、コミュニケーション補助ツールということで、鳥取聾学校さ んやひまわり分校さん、鳥取聾学校の寄宿舎に音声文字変換のシステムを導入するとい うような取組を検討しております。
- (足立) 少し補足ですけど、基本的には、昨年度と同様の事業を展開していくという形にしておりますけども、先程少し話があったように、コミュニケーションツールの器具を学校に入れたり、寄宿舎に入れたりということをしたいと思っていますし、あと、盲学校の寄宿舎なんですけども、ろう生が入寮しておりますので、そういったところでの、聴覚障がい者の相談員を配置するようなことも検討してみたいということで、今予算にかけているところであります。あと、予算的には、特に支援はありませんけども、来年、聴覚障害者協会が中心となって、ろう教育を考える全国討論集会が鳥取で8月に開催される予定になっておりますので、この辺りについても支援をしていく予定にしているところであります。
- (石橋) ありがとうございました。来年度の予算につきまして、事務局からご説明をいただき ましたが、それに対しまして、何かご質問はないでしょうか。
- (国広) 手話バッジについて質問します。今年度作成の予定で、今楽しみにしてくださいというご説明がありましたが、これは公募の形をとられたんですか?例えば、バッジを作るのに、県庁内の職員の方でお考えになっているのか、それとも公募をこれからでもして、やって行こうかとか、その辺のところを教えていただければと思います。次は手話通訳者の養成の件ですが、奉仕員養成にも関わるかも知れませんが、例えば、現在のカリキ

ュラムというのは、たぶんテキストに沿った内容でされていると思います。その通訳者養成講座の中に、奉仕員養成講座でもいいんですが、手話言語条例の講座を一つ追加をすることはご検討いただけないでしょうか。たぶん現在の養成のカリキュラム通りにいくと、言語条例のことは載ってないのではないかと思います。私は、養成に全く関わっておりませんので、わからないまま意見を申し上げて、もし既にしているということでしたら結構なんですが、まだでしたら取り入れていただきたい。鳥取県の特徴のあるものとして、いかがでしょうか。それから通訳者の養成講座の後に、例えばステップアップ講座を実施するというようなことはできないでしょうか。通訳者として派遣される現場に行ってもとても戸惑うことが多いと思います。例えば、ステップアップ講座を設けて、やっていくというような内容を入れ込めないのかなと、通訳者養成の関係で少し意見を述べさせていただきたいと思って申し上げました。

- (石橋) 今、3点ご意見を頂きましたけども、ご質問と意見と一緒にありましたが、それにつきまして、事務局の方、ご回答お願いいたします。
- (岡村) 手話バッジにつきましては、公募も考えたんですけれども、県の方でやっております あいサポート運動のハートのマークがございまして、これがうまく活用できないかなぁ と。オレンジ色の2重になったハートのマークなんですけども、これが、障がい者の方 を理解して協力していきましょうというような、広めているバッジのデザインですので、 これを上手く利用して、手話のバッジにできないかなぁと考えておりまして、これは、 鳥取県聴覚障害者協会さん等ともご相談しながら考えていきたいと思っております。そ れから通訳者養成研修ですとか、ステップアップ講座につきましては、状況を確認しま して検討させていただければと思います。
- (石橋) 3点目についてもいかがでしょうか?言語条例の講義を入れてはどうかというご意見だったんですけども。いかがでしょうか。
- (岡村) それにつきましても内容を確認いたしまして、検討をしたいと思います。以上です。
- (石橋) ありがとうございました。回答いただきました。いかがでしょうか。
- (国広) よろしくお願いします。ありがとうございました。
- **(石橋)** それ以外にご質問はいかがでしょうか。
- (戸羽) 質問です。12ページです。上から4コマ目の、新規と書かれています、寄宿舎への聴覚障がい者相談員の派遣と書いてあります。このことについて、教育委員会としまして、 具体的な内容、どのようなことを考えておられますか?細かく業務内容を教えていただけないでしょうか。
- (足立) 今の鳥取盲学校の寄宿舎に視覚障がいの生徒とそれから聴覚障がいの生徒が一緒に入っているわけなんですけども、特に聴覚障がいのろう生の悩み等に相談できる寄宿舎指導員が、まだなかなかそこまで手話が堪能でないと言ったら変ですけども、手話でコミュニケーションが取れる状況でもないということもありますので、なかなか生徒が悩みを相談しづらいというところがあります。学校では当然、スクールカウンセラーが入ったり、教員が子どもたちにも対応しているんですけども、やはり家に、寮という場に帰った後、相談したいということもあるという話を聞いておりますので、そういった悩みに様々な生活相談であったり、学習のことについてもでしょうけども、相談ができるような相談員を定期的に配置するような、今想定しているのは月に2回程度ですけども、曜日を決めて日にちを決めて相談に応じる時間を作れればなと思っているところです。実際には、同じろう者の方に相談をする、相談員としてはろう者の方がいいのかなとい

うこともありまして、今協会の方とも少し相談をさせていただいているところです。まだ具体的な詰めはできておりませんけども、予算としては、そうした相談員を寄宿舎に 定期的に配置するということで、予算を要求しているところです。

- (石橋) 今のご説明に対して、いかがでしょうか。
- (**戸羽**) 具体的な内容がこれからということで、今ご説明をいただきました。これから進めていくということですね。わかりました。
- (石橋) このことに続きまして、確認と言いますか、教えていただきたいんですけども。今、 文部科学省の方では、全国各地域の小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置しな ければいけないという動きが出てきています。鳥取県の中では、もちろん小中学校には そうなんですけども、特別支援学校の中、特に聾学校にも聞こえない子どもたちに対す るスクールソーシャルワーカーの配置の方向については、いかがでしょうか。教えてい ただけないでしょうか。
- (足立) 現在、特別支援学校には、カウンセラーは配置しておりますけども、スクールソーシャルワーカーの配置ができておりません。実は27年度、今年度の予算で要求をして、1人スクールソーシャルワーカーを配置するという予算は認めてもらったところなんですけども、実は、なってくれる方が見つかりませんで、現在配置をできてないところです。予算的に認められたのは全県で1人ということなので、非常になかなかそういった活動範囲の広さもあって、応募していただけないということもあろうかと思います。来年度に向けては、一応、東部中部西部の圏域に1人ずつやはり配置が必要だということも含めて再度予算を要求しておりまして、スクールソーシャルワーカーの配置を是非進めていきたいと考えているところです。
- (石橋) ありがとうございました。そうですね、おっしゃるとおりだと思います。スクールソーシャルワーカーの人材を確保するという課題ですね。難しいですよね。条件ですとか、資格の問題ですとか、その中で手話ができて、社会福祉士であってとか、諸々とこの条件がいろいろとありますので、それを考えるとなかなか適した人材というのが、難しいかなと思います。それだけではなくて、先程ありました寄宿舎で手話ができる相談員の配置ということなんですけども、今後の計画について、ろう者を見守る支援員の配置のような形で専門性を持たれた人材をもっともっと育てていくというのが、今後の課題になってくるかと思います。例えば社会福祉士ですとか、精神保健福祉士ですとか、そのような有資格者をどんどん増やしていっても、その資格プラス手話ができるという条件を加えると、限られた人材、人になってしまうと思います。やはり、鳥取県内だけでは限界があると思いますので、その辺りについては、鳥取県の方から国の方に働きかけていただかないといけないかなと思っています。
- (筒井) 情報提供です。日本財団でも2つの団体をとおして、スクールソーシャルワーカーを派遣しています。一つは、東京都の3つの聾学校に月1回スクールソーシャルワーカーを派遣し、もう一つの団体からは、秋田の聾学校と群馬の聾学校に、こちらも月1回、スクールソーシャルワーカーを派遣する事業を支援しています。実は、先日、日本財団からも文科省にお伺いして、普通の学校だけではなくて、特別支援学校にもスクールソーシャルワーカーを配置するように要請いたしました。予算が合うかどうかはわかりませんが、東京にある日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会団体を通して、秋田と群馬にスクールソーシャルワーカーを派遣しておりますので、一度ご相談いただければと思います。ただ、協会自体、人材がすごく少ないので、どこまで対応できるかわかりません

が、スクールソーシャルワーカーの重要性を認識していらっしゃるので、もし必要であればご紹介させていただきます。情報提供でした。

- (石橋) ありがとうございます。他に皆さんご質問いかがでしょうか。
- (国広) 28年度で落ちているものがあるんですが、資料の2ページで、手話を使いやすい環境整備のところで、高齢者の方々の見守り手話ボランティアについて、かなり論議が以前の会議であって、どういう人がなれるだとか、いろいろありましたが、検討します、検討します、のご返事だけでした。2ページの資料を見ますと、未実施、今後検討とあります。今後検討が28年度には載ってませんが、これは消えましたか?それとも今検討中で、この予算要求資料の中には入っていないと見ていいんでしょうか。そこを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- (石橋) では事務局の方から説明をお願いいたします。
- (岡村) 見守り手話ボランティアにつきましては、確かに議論をしまして検討していくという方向を示したところだったんですけれども、まだ具体な検討ができておりませんでして、28年度の要求現在の時点でもまだ予算要求をする段階までに至ることができなかったということで、今回はまだ要求の中には載せておりません。まだ引き続き検討していきたいと思います。
- (国広) ありがとうございます。見守りボランティア、確かに難しいところがあるんですが、 やはり必要な方も出てくるのではないかと思います。そういう意味でもやっぱりしっか りと考えていかないと、高齢者の方々も、いつ見守りが必要になるかとか、早急なる検 討をお願いをしたいと思います。
- (石橋) 事務局の方からこのことに対して回答をお願いいたします。
- (岡村) いろいろ状況を調べたり、ご相談をいろいろさせていただきながら早急に検討を進めたいと思います。ありがとうございます。
- (石橋) 他にいかがでしょうか。では、私の方から教えていただきたいことがあります。特別支援教育課の方にお訊ねなんですけども、聾学校だけではなくて、地域の学校で教職員の方々に対して、手話検定試験などの受験料の助成金、この予算のことについてお訊ねです。私が記憶している範囲なんですけども、以前、後藤校長先生がいらっしゃった時に、ろう学校の教職員は全てが最低でも3級以上は取らなければいけないという話をしたんですけども。3級以上、素晴らしいと思いました。聾学校の今の現状、教職員の皆さんが、最低でも3級以上を取っていただけたかどうかについて、もしまだお持ちでなければ、できれば優先的な働きかけを、3級を取っていただけるような予算の組み立てが必要かどうかについてお聞きしたいです。どうぞよろしくお願いします。
- (藤田) 3級以上は、全員ではないです。ただ、全員は手話検定に受験はしております。と言いますのも、やはり人事異動がございますので、新しく赴任してきた教職員は、やはり 5級からということで、がんばってトライして受験しております。 5級、4級という形を経て、私も今年3級を目指して受験をいたします。経年でやはり本当に皆がんばって 手話の勉強をしておりますので、1年2年経てば、3級以上ということは、目標は達成していくと思っております。
- (足立) 先程聾学校の現状については、お話いただきました。受験状況につきましては、資料の2ページをご覧いただきたいと思いますが、2ページの(2)のウ。真ん中辺にあります、手話検定等受験料の助成制度ということで、26年度、27年度と共に手話検定の受験料及び通信教育等で、教職員の方が手話の勉強をしたいという場合の受験料の助成

をしています。26 年度ここにありますように、聾学校、先程校長先生からお話がありましたように、26 年度全職員の方に受験いただきまして、27 年度も受験をいただく予定にしています。昨年度の実績しかわかりませんが、聾学校以外の教職員については、10名ということで、地域の学校での受験はまだそこまで進んでいないという状況です。校長会を通じて、この検定がある時期が近付いてきますと、受験料も助成していますのでと度々アナウンスはしておりますが、なかなか、受験までは向かっていただけないといったことが実態かなと思っています。いずれにしてもここら辺は働きかけをするしかありませんので、校長会を通じて職員の皆さん、教員の皆さんにもこういう受験料の助成があるということと、学校の方でだいぶん手話の取り組みも広がってきていますので、そういう部分が広がっていけば、受験をしてみようかという先生方も増えてくるのかなと思っていますけども、引き続いて呼び掛けをしていきたいと思っています。

- (石橋) ありがとうございました。校長先生、全員に、教職員の皆様が3級以上を取っていた だけるようにハッパかけを。それから、問題提起をさせていただきたいんですけども、 教職員特別支援学校の先生の方々が、せっかく手話を身に付けていただいた時に人事異 動で異動されてしまうという、特別支援学校の教育制度になってから、この制度に変わ ってから異動の期間がとても短期間になったかと思います。その以前は、長い間聾学校 に勤めていただいて、聾学校の子どもたちと深く付き合っていただける。卒業してから もまた母校に帰ってきて、先生とのやり取りができるという生徒さんも中にはおられま した。そういう環境が以前はあったんですけども、今この制度が変わってからは、懐か しい先生に会いたくても異動で既にもうおられないという、相談がなかなかできないと いう現状にあります。振り回されている状態も中にはあります。そういう現状をやはり、 文部科学省の方に言います。それから県の教育委員会の方で、きちんと現状を把握して いただいて、この短期間での人事異動ではなくて、もう少し期間を置いた配置というふ うに検討していただけないか。もしかしたら文部科学省の方針もあるかも知れませんけ ども、まずは鳥取県のモデルを示していただければと思います。特別支援学校といいま しても、日本語を使ったコミュニケーション、手話を使ったコミュニケーション、やは りそれぞれ理由が異なります。その辺りを踏まえて、再検討をお願いしたいと思います。 いかがでしょうか。
- (足立) 今、人事異動のサイクルについてお話をいただきました。鳥取県においては、人事異動の方針を教育委員会で定めておりまして、やはり同じ場所にずっといるということの良い面もありますけども、やはり弊害の部分も出てきますので、県立学校の場合は、8年を目処に異動するというルールを行っております。その中で、本人の事情でもうちょっと短期で動かれるという先生方もいるんですけども、そういった方針の中で取組をしているという現状があります。よその県みたいに、例えば聾学校が何箇所かあるということであれば、そういった聾学校の中での異動ということもあるんですけども、鳥取県の場合は、特別支援学校の数も少ないし、東部地域だけで考えた時にもやはり県下で聾学校1つしかありませんので、別の障がい種の所に移動していくということも当然あるわけでして、なかなかそこの部分で、以前は確かにおっしゃるように、ずっと聾学校におられた先生というのもあるように伺っていますけども、なかなかそういう人事にはなってないというところです。ただ、そういう中でも子どもたちに専門的な教育ができるようにということで、学校の中で、初めて聾学校に来られた先生についても、手話の学習をはじめ、聴覚障がいについての理解というところも深めて、専門性を高めて授業に

当たっていただくように取り組んでいるところでございますので、その辺り、県の事情というところも含めてご理解をいただければなと思います。

- (石橋) ありがとうございました。もっとお願いしたいんですけども、埼玉県のケースをお話させていただきます。大宮ろう学園と、もう1つ、坂戸ろう学校があるんですけども、双方で人事異動がなされています。お互いに学校は違うんですけども、双方で人事が異動されています。双方で専門性の技術とかが、どんどんレベルアップしてきているところもあります。それを考えますと、例えば鳥取は1校だけですので、思い切って、ひまわり分校を独立させてはダメでしょうか。そしたら双方で異動、そういう方法も有りではないでしょうか。それぐらい大きな思い切りな行動が大事ではないかな。そういう働きかけはいかがでしょうか。そのように感じています。今のは単なる私の意見です。
- (足立) 確かにそういう考え方もあるんだろうなと。東部と西部などで、なかなか通勤のことを考えると辺境を伴うという異動にもなってしまうこともあろうかなと思います。いろんな教職員の在職年数等についても学校からもいろいろお話を伺っているところなので、そういったことも含めて、人事については検討していくことになろうと思います。今のはアイデアということで頂きました。本当は、他県との交流というのもあるのかも知れません。ほかの、他県の聾学校と交流するということもあるのかなということもあります。いずれにしても教職員の専門性を高めていくというのは、非常に重要な観点でありますので、そういったことに努めていきたいと思っています。
- (石橋) よろしくお願いします。ほか、ご質問おありでしょうか。いかがでしょう。無ければ、 今から意見交換をしたいと思います。ご自由なご発言をいただきたいと思いますが、そ の前に事務局から今後に向けて何かご説明ありますでしょうか。例えば、手話通訳者の 頸肩腕の検診の助成制度について、前、議題に出ましたが保留のままになっていると思 います。それにつきまして、今後、事務局の方で、どのように進めていこうと思ってお られるのか、お話しできる範囲でお話しいただければと思います。
- (岡村) 手話通訳者の頸肩腕症候群の検診の助成ということで、今年度検診の助成の予算を取っているところなんですけども、ご意見を伺いますと、県内に頚肩腕症候群の検診ができる医療機関が無いということで、県外の医療機関に行って診てもらう、診察してもらう必要が、検診する必要があるんですけども、なかなか県外まで行ってまではというご意見がありまして、ちょっとまだ検討しているところではあるんですけども、とりあえず今年度はあらためて、関係者の方々のご意見を、会議等を開いてご意見を伺って、今後どのような支援の仕方があるかということを検討したいと思うんですけれども、もし実際に、今の状況でこういった支援をした方がいいのでは、というか、アドバイスを頂けますと大変ありがたいですけども、ご意見、アドバイスを頂けませんでしょうか。
- (石橋) 皆様、今のご発言に対しまして何かご助言おありでしょうか。国広さん、いかがですか?手話通訳士協会、また全国手話通訳問題研究会鳥取支部でもご活動されておられると思います。何かございますでしょうか。
- (国広) 今、石橋会長から、何か助言をしろ、ですかね。それでは、先般、全通研の本部事業で手話通訳者の健康を守る研修会というのが開催されました。滋賀医科大学の峠田(たおだ)准教授がお見えになって講義をされました。昨年度の場合は、県の委託事業で、鳥聴協が主催で、やはり峠田先生をお招きになって、講演会をされました。そこで繰り返し峠田先生がおっしゃっているのは、とにかくきちっと知識を入れろと。通訳者がどういう状況で、そういう頸肩腕障害を発症するのかと。そういう学ぶ場が必要であると

いうお話です。それと合わせて当然、検診というのが関ってくるんですが、その検診を受けるとなると、全員が受けるようなイメージを持っていらっしゃるかと思うんですが、そうではないんですね。問診票でもって、まずチェックをしますので、そこで引っかかった人たちが機器を使っての検診になります。これは医師の診察になります。その問診票そのものを書いて出せばいいんですが、やはり誰がやるのか、どこでやるのかということで、なかなか進んでいないのかなと思います。要は受けていただける医師が県内誰か。たぶんその辺は、福田局長が、病院局関係ですから良くご存じではないかと思います。いわゆる労働者の健康を守るという、たぶんそういう部門があるような気がするんですが、そこに相談をしていって、県内、どういう人がいるだろうかとか、その辺のルートが一番早いのかなと思います。通訳経験が短くても、通訳回数が多ければ、頸肩腕の心配な人もいるかもしれませんし、通訳を何十年やっていても頸肩腕の症状が無い人もいるかもしれません。それは、誰がどう見るかっていうのは、もうあとはチェックする医師の問題ですので、問診票を配ってチェックをしていくということになります。それらを考えますと、最初は、福田局長のところへ相談に行くとかというのも早い窓口かなということは、少し考えます。

- (石橋) ありがとうございます。鳥取医療センターの事務局長さん、いかがでしょうか。何か ご助言おありでしょうか。
- (門田) 前回も出て、県内に診る病院が無いよ、そこは問題だよというのはお聞きしてまして、今日、お話を聞いて、まだ進んでいないのかなと思って、やはり県の条例で動いていますので、県の病院局の方で一汗かいてもらわないといけないのかなという思いを持っていますけど。以前お話を聞いた時に、岡山に行かれている方がいらっしゃるとお聞きしたんですけど。岡山に限らず、滋賀の話もございましたが、全国で先行している病院さんどこかいらっしゃると思うので、そこの先行事例を県の方で情報収集してもらって、どんな問診票を使っているのか、どんな診断技術があるのか、そこら辺を情報収集して、それで鳥取県に合うような施策をやったらいいのかなぁという印象を持っています。
- (石橋) ありがとうございました。今年度の予算 30 万の予算の使い道に対しまして、どのよう に取組をされるかということが必要かと思います。鳥取県でも受診ができる受け皿を作る。それを検討していく。そのために予算を使ってはどうかと思います。あらためて事務局の方で検討をお願いいたします。
- (**岡村**) ありがとうございます。先程アドバイスを頂きました、他県の先行事例を調べてみたり、あと、福田局長さんの方にご相談に行かせていただいたりしながら、県内に受診できる機関を作るということも前提としながら、今後どういった方向で進めていくかをまたご相談をさせていただきながら検討をしていきたいと思います。また引き続きアドバイスいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (石橋) よろしくお願いします。残り時間あと僅かになりましたけれども、少しの時間ですが、 まだ言い足りない、言いたいことがあったのにと言われる方、いらっしゃいますでしょ うか。藤井さんいかがですか?まだご発言無いですよね。いかがでしょう。
- (**藤井**) 資料を事前に読むことができなかったので、勉強不足でこの席に座っております。今日、いろんな方のご意見とかも聞かせていただいて、その中で病院局さんから中央病院とか厚生病院の職員さんの現状とかお話しいただいたんですけども、私の体験をお話させていただきたいんですけど、私も中央病院に通訳者として派遣されて、よく行きます。定期的な健診なので、出会う先生はほぼ決まっているんですが、以前と比べたら、先生

が、患者さん、つまりろうあ者の目を見てお話しされるとか、ろうの方から教えてもらった手話を使って、まず挨拶から入るとか、以前に比べれば、先生の対応が随分変わってきたなというのは、実感して思っております。なので、徐々に変わってきているなという感想を持っております。

- (戸羽) 会長の石橋さんの冒頭のご挨拶にありましたように、手話言語条例が制定され、市町村レベルでは石狩市が中心になってネットワークを作ったらどうかという、条例が制定された所がネットワークを作っていったらどうかということで、先程会長から提案がありました。県レベルでも、鳥取県が先駆的になって、県で条例を作られた所でネットワークを作って、鳥取県が引っ張る、リーダーシップをして引っ張って行けるような動きはどうだということで、会長が話されました。鳥取県としてはどのようにお考えでしょうか。その辺りを教えていただきたいです。
- (事務局 鈴木) 今年度からこの職に就いておりまして、いろいろな所に出かけております。 石橋会長も全国飛び回っておられて、いろいろな所で鳥取県のPRをしていただいてお ります。足立課長も同じようにしていただいております。平井知事も、夏以降は毎月の ようにどこかに出かけておりまして、手話言語の条例制定の重要性、手話言語法の制定 の重要性、これを説いて回っております。私もその横にかばん持ちで付いて歩いており まして、非常に会場に集まった方々の反響の凄さというものを毎回感じております。今 月の頭に行われた山梨県の大会では、知事の講演が終わった後に、サイン会と握手会が 行われるほどの盛況ぶりでございまして、鳥取県に対する注目は高まっております。常 に知事が申し上げておりますのが、鳥取県を手話の聖地に、また皆で手話革命を起こし ていこうということを常々申し上げております。これは私の個人的な意見ですけども、 こういった知事や関係する皆様方のこういう全国に向けての活動、そういったものを踏 まえますと、鳥取県として、もう1歩進んだ取組をしてはどうかなと考えております。 冒頭に全国の県のネットワークを作ってはどうかというお話もございました。一部の自 治体では、条例は作ったんだけど、例えば鳥取県のようなこういった具体的計画とか施 策に繋がっていないという事例もお伺いしております。あと、条例を作りたいけども、 どういうふうに進めていったらいいんだろうかと、ちょっと足踏みをしていらっしゃる ところもあります。そういったところに対して、鳥取県が中心になって何らかの働きか けを、これまでは、呼ばれてお邪魔していたんですけども、ではなくて鳥取県が先頭に 立って、そういったところに向けて何かを働きかけていく。それは鳥取県だけでなくて、 ネットワークとして働きかけていく。その方法は、例えば、首長サミット、知事サミッ トによるようなものなのか、もしくはそういった、集まっていただいた手話言語フォー ラムのようなものなのか、それは今後またご相談していきたいとは思うんですけども、 何らかの踏み込んだ施策を鳥取県としても考えていければということは、個人的には考 えております。また皆様方からのご意見が後押しになろうかと思います。
- **(戸羽)** 期待しています。一緒に頑張っていきましょう。
- (石橋) 時間になりましたけども、もう1つ言いたい、まだ言いたいという方はいらっしゃいませんか?
- (**藤井**) 手話パフォーマンス甲子園、今、1回目2回目終わりましたけれど、どちらも私、行かせてもらっているんですが、どの会場でも人がいっぱいで入れないというのが2回続けて起こっております。それで、会場に入ると優先席がたくさん取られているように思うんですけど、一般の方が入れる数が少ないんじゃないかなとか、会場の設定がどうな

んでしょうと思いました。1回目があんな状態、入れない人がたくさんあったり、2回目は期待して行ったんですがやっぱり入れない人がたくさんいる。3回目を開く時は、十分検討していただきたい。行った人がまた入れなのでは、じゃ初めから行くのを止めよう、ということが起きないように、よろしくお願いいたします。

- (国広) 今年度の今後の手話施策推進協議会の日程を教えていただければと思います。
- (石橋) 先程パフォーマンス甲子園のことについて、今後の予定、日程も含めてなんですけど も、事務局の方からまとめてお願いします。
- (事務局 鈴木) 手話パフォーマンス甲子園については、昨年よりも会場を大きくしましたが、 想像以上に多くの方がお集まりいただいて、我々も度肝を抜かれた感はあります。お入 りいただけなかった方もいらっしゃいましたので、急遽サテライト会場を設営するなど したところでございますが、見られずに帰られた方もあったということで、ここはお詫 びをしたいと思います。来年度につきまして、更に会場を大きくして、キャパシティを 広げて対応したいと思います。また、入場方法でございますけども、今はどなたでも自 由に無料でということでご案内をしておりますけども、来年度もまたこれだけの大盛況 になるということになれば、ある程度、方法はいろいろあろうかと思います、抽選制に するとか、申込制にするとか、いろいろな方法があろうかと思います。中には例えば有 料でという話もあるかもしれません。その辺り、皆様方からご意見等を伺いながら、よ り多くの方々に。ただ、鳥取県内、ホールの数も決まっておりますし、大きなホールも そんなにございませんので、そこは限られたキャパシティの中で、公平に見ていただけ るような方法を考えたいと思います。次回の手話施策推進協議会でございますけども、 県の今後の作業といたしましては、まさに今現在、予算編成作業ということで、財政当 局に対して予算要求をしているところでございます。その内容は、1月終わりから2月 の頭ぐらいには、皆さまに見える形でお示しできるんじゃないかなと思っております。 会議といたしましては、そういった予算案が県全体で決まった段階で、お示しをしたい と思っておりまして、その時に、2月、3月頃にお集まりいただければなと考えており ます。また、今日いただいた意見等を踏まえての細かな事業毎の内容につきましては、 それぞれ個別に委員の皆さま方をはじめ、関係先の方々とご相談しながら進めていきた いと思っておりますので、その際には、ご協力をお願いしたいと思います。
- (石橋) ありがとうございました。では、今回はこの辺りで時間になりましたので、終わりにしたいと思いますけども、今後とも皆さん、県民の皆さん、行政の皆さん、ろうあ者、また通訳者の皆さん、行政、事業所の皆さん、それぞれが互いに切磋琢磨してお互い助け合って頑張っていきましょう。では、今回の協議会は、時間を越えまして申し訳ございません、これで閉会にしたいと思います。皆さんお疲れ様でした。